

第3章 災害応急対策

本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。

そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を越える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。

第1節 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、地震編 第3章「第1節 情報の収集・伝達」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

地震編 第3章 第1節の「◆基本事項」を準用する。

第1 津波警報等の伝達

1 市の対応

市は、仙台管区気象台からの情報の内容を鑑みて、避難指示等を、次の手段を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。また、市は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

なお、広報担当者の安全確保のため、津波警報等の伝達は、予想される津波の高さ及び津波到達予定時間により、伝達手段が異なることに留意する。

2 県の対応

県は、津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、津波フラッグ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（エリアメール・緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等のあらゆる手段の活用を図る。

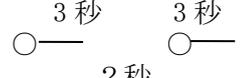
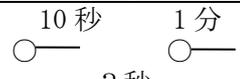
■市における予想される津波の高さ別の広報手段

警報等	津波到達予想時間 (宮城県)	広報 手段※	浸水予測区域	避難の対応方針
津波注意報 (0.2m～1m)	15分、30分、1時間	B A	貞山堀から東側	貞山堀から東側への避難指示
津波警報 (1m超～3m)	15分、30分 1時間	B A	東部道路から東側	東部道路から東側への避難指示
大津波警報 (3m超～10m以上)	15分、30分 1時間	B A	閑上、下増田地区の全域及び増田、館腰地区の一部	<ul style="list-style-type: none"> 閑上、下増田地区の全域及び増田、館腰地区の想定浸水域への避難指示 市内全域で自主避難

※上記の表における広報手段

分類	広報手段（担当部署）
広報手段 A	防災行政無線、モーターサイレン（防災安全課） ホームページ、コミュニティFM（エフエムなとり）、エリアメール・ 緊急速報メール、市民向け登録制メール（なとり防災メール）、X（旧 ツイッター）、F B、広報車（なとりの魅力創生課） 消防車・団積載車（消防本部）
広報手段 B	防災行政無線、モーターサイレン（防災安全課） ホームページ、コミュニティFM（エフエムなとり）、エリアメール・ 緊急速報メール、市民向け登録制メール（なとり防災メール）、ツイッ ター、F B、広報車（なとりの魅力創生課）

■津波警報等のサイレン・打鐘標識等

区 分	サイレン標識	打鐘標識
津波注意報	10秒 10秒  2秒	
津波警報	5秒 5秒  6秒	
大津波警報	3秒 3秒  2秒	
津波注意報解除 津波警報解除	10秒 1分  3秒	

第2 地震・津波情報

仙台管区気象台は、津波警報等・津波予報及び地震情報や津波情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。

1 情報の種類

<気象業務法改正>

(1) 津波警報等

ア 津波警報等の発表等

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く

求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表する津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※ 予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震で、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。その場合、地震発生からおおよそ15分程度で正確な地震規模を確定し、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

イ 津波警報等の留意事項

(ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。

(ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続す

ることや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(エ) どのような津波であっても、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

(オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

■津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

■沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

■沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

■津波予報の発表基準とその内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が要である旨を発表

(4) 津波予報区

津波警報等は津波予報区単位で発表され、宮城県沿岸の津波予報区は「宮城県」である。

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は、津波警報等、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより沿岸市町等関係機関へ伝達する。

なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、総務省消防庁から同報送信されている。

(2) 報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。

3 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

(1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 放送事業者は、市や防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の放送に努めるよう留意する。

(3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

第3 北海道・三陸沖後発地震注意情報

地震編 第3章 第1節 第3の「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を準用する。

第4 災害情報収集・伝達

＜東日本大震災の教訓＞

1 災害情報の収集

(1) 災害情報収集体制

ア 総務班は、津波が発生し、又は津波の発生するおそれがある場合、津波監視カメラ及び潮位計の状況を確認し、津波に関する情報を収集する。

イ 総務班は、地震発生後、テレビやラジオ等のメディアから市域に係る災害情報を聴取する。

ウ 市長は、津波災害が発生した場合、市職員をもって災害情報の収集に当たらせる。なお、津波警報発令時においては、津波浸水想定区域の調査は控えるなど、職員の安全確保に万全を期するものとする。

エ 災害情報は地区ごとに収集し、各公民館から防災行政無線等を利用して公民館班に伝達する。各公民館における情報伝達の責任者は館長とする。また、公民館班に伝達された情報は、教育委員会を通じて企画班に伝達し、企画班において各種災害情報をとりまとめる。

オ 総務班は災害情報を集約・分析し、市長に報告するとともに、県への報告を行う。

カ 市は、防災関係機関がそれぞれの防災業務計画等の定めるところにより収集した被害状況等の情報収集について、随時、報告又は通報を受ける。

第5 通信・放送手段の確保

＜東日本大震災の教訓＞

1 市防災行政無線施設

(1) 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、防災無線等通信手段の確保に努める。

(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた場合は速やかに代替手段を確保するとともに、施設の復旧を行う。

(3) 避難所等となった学校等と市庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

■資料編

- ・異常現象発見時の通報先一覧表
- ・市町村被害状況報告要領
- ・名取市津波対応指針

第2節 災害広報活動

災害広報活動については、地震編 第3章「第2節 災害広報活動」を準用する。

第3節 防災活動体制

防災活動体制については、地震編 第3章「第3節 防災活動体制」を準用する。

第4節 相互応援活動

相互応援活動については、地震編 第3章「第4節 相互応援活動」を準用する。

第5節 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震編 第3章「第5節 災害救助法の適用」を準用する。

第6節 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣については、地震編 第3章「第6節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第7節 救急・救助活動

救急・救助活動については、地震編 第3章「第7節 救急・救助活動」を準用する。

第8節 医療救護活動

医療救護活動については、地震編 第3章「第8節 医療救護活動」を準用する。

第9節 消火活動

消火活動については、地震編 第3章「第9節 消火活動」を準用する。

第10節 交通・輸送活動

交通・輸送活動については、地震編 第3章「第10節 交通・輸送活動」を準用する。

第11節 ヘリコプターの活用

ヘリコプターの活用については、地震編 第3章「第11節 ヘリコプターの活用」を準用する。

第12節 避難活動

◆基本事項

1 目的

津波警報等及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒体制を整えるとともに、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、管理運営に当たる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 津波の警戒	防災安全課、消防本部、消防団	総務班、消防班、消防団
第2 避難指示	市長	本部長
第3 避難指示の内容及び周知	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、消防班、消防団
第4 避難誘導	消防本部、総務部	消防班、総務班
第5 避難所の開設	教育委員会、防災安全課、総務課、A I システム推進課	教育部、総務班、広報・情報班
第6 避難所の運営	健康福祉部、教育委員会	民生班、教育部
第7 避難指示等の発令等による広域避難	防災安全課、総務課	総務班
第8 避難長期化への対処	—	総務班、民生班、教育部
第9 帰宅困難者対策	防災安全課、教育委員会	総務班、教育部
第10 広域避難者への支援	防災安全課、総務課	総務班
第11 在宅避難者への支援	—	総務部、公民館班
第12 住民の安否確認	—	広報・情報班

第1 津波の警戒

<災害対策基本法改正、東日本大震災の教訓>

1 市の対応

- (1) 津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、水防団等を出動させ、津波到達予想時刻等を考慮の上、防潮水門や陸閘等を閉鎖する。
- (2) 第3章 第1節「第1 大津波警報、津波警報等の伝達」に基づき、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。なお、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等に対しても、防災行政無線、モーターサイレン、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、エリアメール・緊急速報メール、ラジオ等により確実に伝達するよう努める。

- (3) 防災対応に従事する者の安全を確保しつつ、津波の来襲に備えて、水門等の閉扉等に当たるものとする。
- (4) 津波監視カメラや潮位計等の津波観測機器で潮位の変化を監視し、沿岸住民に広報するとともに、県、県警及びその他関係機関に対して、潮位等の情報、対応の状況等について通知するものとする。

2 県及び関係機関の対応

- (1) 県は、仙台管区気象台から送られた津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を宮城県総合防災情報システム（MIDORI）により県の防災関係者、各沿岸市町及び各消防機関へ速やかに伝達する。特に、特別警報に位置づけられる大津波警報の通報を受けたときは直ちに通知する。
- (2) 県は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、防災ヘリコプターを出動させ、県警ヘリコプター及び消防ヘリコプターと連携を図りながら、上空からの避難広報活動を行う。
- (3) 県は、潮位等の情報、対応の状況等について、関係水防管理団体等（沿岸市町等）と連絡を密にし、必要に応じて管理道路の通行止め等の措置をとる。
- (4) 県警は、津波警報等が発表された場合は、直ちに沿岸各警察署に無線若しくは有線により伝達し、沿岸各警察署は伝達系統図に従い沿岸市町に通知し、警戒を行う。
また、防災関係機関と協力して警戒活動を行う。
- (5) 東北地方整備局は、津波警報等発表時には、直ちに地震災害の防災体制に入る。
また、津波等に関する情報を収集し、道路情報板及び路側放送等で情報を提供する。
- (6) 第二管区宮城海上保安部は、津波警報等が発表された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図り、その際、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
また、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、防災関係機関と協力して警戒に当たる。

第2 避難指示

沿岸市津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、市長は、的確な避難指示等を速やかに発令し、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。この際、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言を行うものとしている。

さらに、市長は、避難指示等を発令するに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

「避難指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

1 避難指示を行う者

地震編 第3章 第12節 第1の「1 避難指示等を行うもの」を準用する。

2 市長の役割

市長は、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認め

る地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示の発令を行う。

- (1) 津波は、30cm程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であるため、高齢者等避難は発令せず、基本的に避難指示のみを発令する。
- (2) 避難指示の発令の必要な地域については、県が策定する津波浸水想定区域図等に基づき、大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高により、地域の実情に勘案し指定する。
- (3) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を発令する。
なお、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示を発令する際の発令基準を定めておくことが重要である。
- (4) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、また、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

3 知事の役割

地震編 第3章 第12節 第1の「3 知事の役割」を準用する。

4 警察の役割

地震編 第3章 第12節 第1の「4 警察の役割」を準用する。

5 海上保安官の役割

地震編 第3章 第12節 第1の「5 海上保安官の役割」を準用する。

6 自衛隊の役割

地震編 第3章 第12節 第1の「6 自衛隊の役割」を準用する。

第3 避難指示の内容及び周知

1 住民の役割

住民等は、以下の場合、自主的に判断し、適切な避難行動をとるものとする。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報や避難指示の発表・発令を待たず、直ちに避難すること。
- (2) 津波警報を覚知した場合にも、避難指示の発令を待たずに、直ちに避難すること。
- (3) 津波警報等は、自発的に情報を入手する。
- (4) 津波警報や避難指示は、避難した先で確認し、避難行動を継続するかどうかの判断材料とすること。

2 沿岸住民等の避難

(1) 避難指示の発令基準

ア 大津波警報が発表された場合

津波の危険が予想される区域に対して、直ちに避難指示を発令する。

イ 津波警報が発表された場合

津波の危険が予想される区域に対して、直ちに避難指示を発令する。

ウ 津波注意報が発表された場合

津波の危険が予想される区域及び海岸部にいる者に対して、直ちに避難指示を発令する。

避難の対応方針については、第3章 第1節「第1 大津波警報、津波警報等の伝達」を参照する。

(2) 避難指示の解除

避難指示の解除は、下記の事項に留意し、市長が安全な市民生活が可能と判断したとき、これを行うものとする。

- ア 津波に関する警報・予報が解除されていること
- イ 二次災害が発生する危険がないと判断されること

(3) 避難指示が発令されたときに住民等に求める行動

前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合、または堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合、またはすでに人的被害の発生した可能性がある場合などが想定されている事態にあたる。

避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了し、未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移る。

3 在港船舶の避難

在港船舶及び沿岸で操業中の漁船は、津波予報を受けた場合又は津波のおそれがある場合は、それぞれの船舶の大きさ、予想される津波の規模等に応じ、湾外へ避難し、又は船舶を岸壁に固定し、若しくは陸上へ引き上げ、乗員は陸上に避難するなど人命を最優先した必要な措置をとるものとする。

4 避難の措置と周知

避難の指示等を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。

＜東日本大震災の教訓＞

(1) 周知内容

避難指示を発令する場合は、次の内容を明示して実施する。また、危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- ア 避難の指示等の理由及び内容
- イ 避難対象地域
- ウ 避難先又は避難場所
- エ 避難経路
- オ 出火・盗難の予防措置
- カ 携行品
- キ その他の誘導措置
- ク その他

(2) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、おおむね次の方法によりその内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難の指示等の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

ア 防災行政無線及びコミュニティFM（エフエムなとり）

イ エリアメール・緊急速報メール

ウ テレビの字幕放送（テロップ）

エ 市、県警、消防の広報車

オ ホームページ、X（旧ツイッター）、市民向け登録制メール（なとり防災メール）等

(3) 関係機関の相互連絡

市、県、県警、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置をとった場合においては、相互に連絡通報する。

市長が避難指示を発令したとき又は他の実施責任者が避難指示を発令した旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

第4 避難誘導

1 避難誘導

(1) 住民等の避難誘導に当たる場合、市職員、警察官、消防職員、消防団員等は、予想される津波到達時間を把握した上で、迅速に避難できるよう安全な場所（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。

(2) 市職員、警察官、消防職員、消防団員等は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、近くのより高い場所へ避難誘導する。

<災害対策基本法改正>

2 避難誘導者の安全確保

市は、消防職団員、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、遠地地震や遠地津波の場合には、必要に応じ、高齢者等避難や避難指示の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

3 地域や道路の事情に応じた対応

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とする。ただし、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、又は沿岸部の農地や緑地・公園等の自動車等による出入りが主となるような避難が困難な地域において、やむを得ず自動車での避難を行

う場合、警察官、消防職員、消防団員等は自身の安全を確保した上で、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

4 県警の対応

県警は、津波警報等が発表された場合は、直ちに沿岸各警察署に無線又は有線により伝達し、沿岸各警察署は伝達系統に従い沿岸市町に通知し、警戒する。また、パトカー等により広報を行い、津波警戒を周知徹底する。

5 宮城海上保安部の対応

宮城海上保安部は、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う。

第5 避難所の開設

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市は、津波や土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民に対し周知をする。

市は、災害の規模にかんがみ必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。

1 指定避難所の開設

(1) 地震編 第3章 第12節 第4の「1 (1)」を準用する。

(2) 地震編 第3章 第12節 第4の「1 (2)」を準用する。

(3) 地震編 第3章 第12節 第4の「1 (3)」を準用する。

(4) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(5) 市は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(6) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

2 避難所開設の連絡

地震編 第3章 第12節 第4の「2 避難所開設の連絡」を準用する。

<東日本大震災の教訓>

3 避難所の責任者及び避難所配置職員の配置

避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理責任者、避難所配置職員を配置し、避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。

(1) 管理責任者

地震編 第3章 第12節 第4の「3 (1) 管理責任者」を準用する。

(2) 避難所配置職員

大規模地震発生時は、あらかじめ指定した避難所配置職員を配置する。指定された職員が対応できない場合は、民生班、健康福祉部、教育部の職員から確保する。また、男女混

合で配置するとともに、交代要員を確保する。

(3) 担当業務

地震編 第3章 第12節 第4の「3 (3) 担当業務」を準用する。

(4) 地震編 第3章 第12節 第4の「3 (4)」を準用する。

4 避難者の受入れ

地震編 第3章 第12節 第4の「4 避難者の受入れ」を準用する。

5 仮設トイレの設置

地震編 第3章 第12節 第4の「5 仮設トイレの設置」を準用する。

第6 避難所の運営

1 避難所の管理

地震編 第3章 第12節 第5の「1 避難所の管理」を準用する。

2 避難所での広報

地震編 第3章 第12節 第5の「2 避難所での広報」を準用する。

3 避難所の環境維持

地震編 第3章 第12節 第5の「3 避難所の環境維持」を準用する。

4 男女共同参画

地震編 第3章 第12節 第5の「4 男女共同参画」を準用する。

5 運営参加者への配慮

市は、避難者が運営に参加する場合、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

6 教職員による支援

地震編 第3章 第12節 第5の「6 教職員による支援」を準用する。

7 外国人への配慮

地震編 第3章 第12節 第5の「7 外国人への配慮」を準用する。

8 避難行動要支援者の情報提供

地震編 第3章 第12節 第5の「8 避難行動要支援者の情報提供」を準用する。

9 ホームレスの受入

地震編 第3章 第12節 第5の「9 ホームレスの受入」を準用する。

第7 避難指示等の発令等による広域避難

地震編 第3章 第12節 第6の「避難指示等の発令等による広域避難」を準用する。

第8 避難長期化への対処

地震編 第3章 第12節 第7の「避難長期化への対処」を準用する。

第9 帰宅困難者対策

地震及び津波の発生により公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、市は、関係機関と連携して以下の帰宅困難者対策を行う。

1 適切な帰宅行動の誘導

(1) 帰宅行動に関する情報提供

市は、市民、企業、学校等など関係機関に対して情報提供に努め、現在いる場所が津波に対して安全である場合は、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるなどの適切な帰宅行動を促す。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

地震編 第3章 第12節 第8の「1(2) 企業及び学校等関係機関の対応」を準用する。

(3) 大規模集客施設等の対応

地震編 第3章 第12節 第8の「1(3) 大規模集客施設等の対応」を準用する。

2 帰宅困難者への情報提供

地震編 第3章 第12節 第8の「2 帰宅困難者への情報提供」を準用する。

第10 広域避難者への支援

地震編 第3章 第12節 第9の「広域避難者への支援」を準用する。

第11 在宅避難者への支援

地震編 第3章 第12節 第10の「広域避難者への支援」を準用する。

第12 住民の安否確認

地震編 第3章 第12節 第11の「住民の安否確認」を準用する。

第13節 応急仮設住宅等の確保

応急仮設住宅等の確保については、地震編 第3章「第13節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第14節 相談活動

相談活動については、地震編 第3章「第14節 相談活動」を準用する。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

要配慮者・避難行動要支援者への支援活動については、地震編 第3章「第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第16節 愛玩動物の収容対策

愛玩動物の収容対策については、地震編 第3章「第16節 愛玩動物の収容対策」を準用する。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動については、地震編 第3章「第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第18節 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動については、地震編 第3章「第18節 防疫・保健衛生活動」を準用する。

第19節 遺体等の搜索・処置・埋葬

遺体等の搜索・処置・埋葬については、地震編 第3章「第19節 遺体等の搜索・処置・埋葬」を準用する。

第20節 廃棄物処理活動

廃棄物処理活動については、地震編 第3章「第20節 廃棄物処理活動」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、火災等によって大量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、県及び市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 海に流出した災害廃棄物の処理	環境共創課	環境班

第1 海に流出した災害廃棄物の処理

県及び市は、国や関係機関、応援協定団体等の協力の下、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置に努める。

なお、そのための体制の構築に当たり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に留意する。

東日本大震災における対応

がれき・障害物の処理〔土木班が自衛隊等の協力を得て実施〕

3/11：東日本大震災発生

3/11夜：がれき置場として広浦と小塚原の共有地、十三塚公園を確保
作業にあたって、災害応援協定に基づき8社と業務委託契約

3/22～：閑上への車両通行を許可制とした。車のレッカー、家財持出しの希望者は本人確認の上、建設課において、被災地車両通行許可証を発行（下増田は通行制限せず）

3/22：市災害ゴミ処理計画を策定。閑上海岸、小塚原共有地、十三塚公園を集積場に指定し、ホームページ等で周知

3/25：津波被災地域の家屋等撤去に関するお知らせをホームページ、公民館、避難所に周知。
家屋等撤去依頼書により同意をとり、無償で解体（窓口：建設課）

4/4～：閑上、下増田の12地区のがれき撤去を開始（窓口 閑上：建設課、下増田：道路公園課）

4/5～：閑上3～6丁目の家屋等のがれき撤去を開始（窓口：建設課）

4/11～：北釜地区内の家屋等のがれき撤去を開始（窓口：建設課）

4/11：

- ・津波により被災した自動車等の取扱いについて周知（津波により被災した2,000台以上の自動車を、災害対策基本法64条に基づき、所有者に代わって市長が撤去し一時保管。自力撤去可能な方は各自撤去を依頼（窓口：道路公園課））

- ・被災車両の撤去は県に委託したが、仮置場の借地や柵の設置を道路公園課が実施

5/9：流出自動車の移動に関する掲示を行い、移動を開始

その他事項

4/27：農地内のがれき撤去は、市から県に委託し、県事業で実施

4～11月：船舶の解体・撤去は県で実施。商工観光課は、漁協の協力により、所有者、解体等の確認を実施

7月～：

- ・津波被災地以外の家屋等の解体撤去を周知し、申し込みにより順次無償で解体（窓口：クリーン対策課）

- ・閑上、小塚原のごみ置き場から火災が発生（原因は、雨で石灰が発火し布団に燃え移る等）したため、消防が夜間のパトロールを強化

各担当窓口

- ・建設課：宅地内のがれき
- ・道路公園課：車両等
- ・農政課：農地内のがれき
- ・商工水産課：船舶

第21節 社会秩序維持活動

社会秩序維持活動については、地震編 第3章「第21節 社会秩序維持活動」を準用する。

第22節 教育活動等

教育活動等については、地震編 第3章「第22節 教育活動等」を準用する。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

防災資機材及び労働力の確保については、地震編 第3章「第23節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第24節 公共土木施設等の応急対策

公共土木施設等の応急対策については、地震編 第3章「第24節 公共土木施設等の応急対策」を準用する。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

ライフライン施設等の応急復旧については、地震編 第3章「第25節 ライフライン施設等の応急復旧」を準用する。

第26節 危険物施設等の安全確保

危険物施設等の安全確保については、地震編 第3章「第26節 危険物施設等の安全確保」を準用する。

第27節 農林水産業の応急対策

◆基本事項

1 目的

地震編 第3章 第27節 ◆基本事項の「1 目的」を準用する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 農業	農林水産課、県	農林水産班、県
第2 水産業	農林水産課、県	農林水産班、県

第1 農業

1 市の役割

地震編 第3章 第27節 第1の「1 市の役割」を準用する。

2 除塩・湛水対策

津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、県は災害復旧事業の主な事業主体となる市町村や土地改良区に対し、除塩対策に関する指導・助言を必要に応じ行うものとしている。

土壤中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、県と連携し移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 応急技術対策

(1) 農作物

ア 水稻

(ア) 津波による浸水があったほ場では、海水の早期排水に努めるとともに、十分な真水が確保できる場合には、掛け流し等により塩分濃度の低下を図る。

(イ) 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。

イ 畑作物

(ア) 散水による除塩を基本とするが、湛水が可能な場合は、十分な真水で過剰な土壤中の塩分を流し出す。

(イ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

ウ 果樹

被害を受けた樹園地では、ヘドロ等の堆積物を除去、園地の除塩対策を行う。

エ 施設園芸

海水が流入した場合、草勢の回復は望めないため、ヘドロ等の堆積物を除去し、園地の除塩対策を優先して行い再生産を目指す。

(ア) 雨水の利用、海水淡水化装置、水道水の利用等により、真水を確保する。

- (イ) 漏電等を確認した上で、利用可能な資機材は防錆対策を行う。
- (ウ) 除塩や用水確保が困難な場合は、養液栽培の導入も検討する。
- (エ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないよう
に対策を講じる。

(2) 畜産

地震編 第3章 第27節 第1の「3 (2) 畜産」を準用する。

第2 水産業

地震編 第3章 第27節 第3の「水産業」を準用する。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害・複合災害防止対策については、地震編 第3章「第28節 二次災害・複合災害防止対策」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

二次災害とは、地震や津波による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 二次災害の防止活動	防災安全課、土木課、水道事業所、下水道課、消防本部	総務班、土木班、水道部、下水道班、消防班

第1 二次災害の防止活動

1 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

津波浸食箇所の地震、降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

市は、地震、降雨等による二次的な水害、津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、市は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

2 高潮・高浪・波浪

県及び市は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事等の対策を行う。

3 地震・誘発地震

県及び市又は事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等、また新たな津波の発生に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業

員の安全確保対策をとる。

4 海岸漂着危険物

県及び市の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

5 現場作業員への配慮

県及び市又は事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、地震による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話などの機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

6 空き家等

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第29節 応急公用負担等の実施

応急公用負担等の実施については、地震編 第3章「第29節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第30節 ボランティア活動

ボランティア活動については、地震編 第3章「第30節 ボランティア活動」を準用する。

第31節 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れについては、地震編 第3章「第31節 海外からの支援の受入れ」を準用する。

